ジェイティービー健康保険組合組合会議員選挙執行規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （改正昭和３７年８月２８日）

　　　　 （改正 昭和３７年９月１４日）

　　　　　　　　　　　（健保名称変更平成１３年３月１４日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法改正平成14年法律102号による一部改定）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成16年10月2日選挙区制規約変更に伴う一部改定）

（一部改訂　平成22年12月1日）

第1 章 総 則

（趣 旨）

1. 組合会の互選議員（以下議員という。）の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及

び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 選挙期日

（総選挙）

1. 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期の終る日の翌日に行う。ただし、特別の事情がある場合には、議員の任期が終る日の前後10日以内に行うことができる。
2. 理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は少なくとも10日前にこれを公告しなければならない。

（その他の選挙）

1. 前条第2項の規定は再選挙、補欠選挙及び増員選挙の場合においても同様とする。

第3章 選挙人名簿

（選挙人名簿の調製）

1. 理事長は、選挙人名簿を選挙期日前10日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、選挙に支障のない限り被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。
2. 選挙人名簿には選挙人の氏名、生年月日、被保険者証の記号番号及び性別を記載しなければならない。
3. 選挙人名簿は第14条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区毎に調製しなけ　ればならない。
4. 第1項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに、選挙人に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

（選挙人名簿の様式）

1. 選挙人名簿は、別記第1号様式により調製しなければならない。

（選挙人名簿の送付）

1. 理事長は、投票の期日の前日までに選挙人名簿を、選挙長またはその投票区の投票管理者に送付しなければならない。

第4章 候補者

（立候補の届出等）

1. 議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告があった日から選挙の期日前5日目

までに、文書でその旨を選挙長に、届出なければならない。

２ 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員20人以上の推薦者があることを要する。

３ 前項の推薦は、同一被保険者が2人以上の立候補者に対しては行うことができない。

４ 選挙長は、第1項の届出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨理事長に報告しなければならない。

（立候補届出の特例）

1. 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者がその選挙における議員の定数をこえ

る場合において、その期間を経過した後、議員候補者が死亡し、または議員候補者であることを辞したときは、同条の例によって選挙の期日前2日目迄に候補者の届出をすることができる。

1. 議員候補者は、選挙の期日の前日まで選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

（立候補の届出書等）

1. 前2条の立候補の届出は、立候補届出書（別記第2号様式）に組合会議員候補者推薦届（別記第3号様式）を添付し、行わなければならない。
2. 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書（別記第４号様式）により行わなければならない。
3. 前2項の届出を受理したときは、選挙長はこれを理事長に通知し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

（立候補の公告等）

1. 理事長は、前条の通知を受けたとき、または議員候補者の死亡を知ったときは直ちにその旨を公告しなければならない。

（選挙事務関係者の立候補制限）

1. 議員候補者を次の各号に選任してはならない。

（1）選挙長 　　（2）選挙立会人　　（3）投票管理者　　（４）投票立会人

1. 総選挙以外の選挙において、現に議員である者及び選定議員である者は、その選挙に立候補することはできない。

第5章 投 票

（投票立会人）

1. 選挙長または投票管理者は、各投票所ごとに選挙人（議員候補者を除く。）の中から本人の承諾を得て、1人以上の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。
2. 投票立会人で参会する者が投票所を開くべく時刻になっても1人に達しないとき、またその後1人に達しなくなったときは、選挙長または投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から1人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせねばならない。

（投票所）

1. 投票所は理事会の指定した場所に設ける。

２　投票所は、午前9時に開き、午後４時に閉じる。

３　理事長は選挙の期日から少なくとも7日前に、投票所の場所及び開閉時間を公告しなければならない。

（投票区）

1. 理事会は規約第11条第 1項の後段の規定により２以上の投票所を設ける場合におい

ては、その投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という。）を定めなければならない。

1. 前項の規定により投票区を定めたときは、理事長は前条第 3項の公告と合わせて当該投票区を公告しなければならない。

（投票所の公告の失効）

1. 天災地変、その他やむを得ない事由により、選挙を行うことができない場合においては、前２条の公告はその効力を失う。

（投票所の場所の変更）

1. 天災地変、その他やむを得ない事由により、第13条第 3項の規定によって公告した投票所の場所を変更したときは、選挙の当日を除く外、理事長は直ちに､その旨を公告してその選挙を行わせることができる。

（入場券）

1. 選挙長は選挙の際必要があると認める場合においては、あらかじめ選挙人に入場券を交付することができる。

（選挙当日選挙権のない者の投票）

1. 選挙の当日、被保険者の資格を有しない者は、投票することができない。

（投票所においての投票）

1. 選挙人は、選挙当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を得て投票をしなければ

ならない。

（郵便による投票）

1. 投票所から遠隔の地に勤務する選挙人、及び選挙当日用務または事故等やむを得ない事情により 投票所区域外にあり､ その旨選挙長に届出て認可された選挙人は、前条の規定にかかわらず、郵便で投票することできる。この場合においては、理事会はその選挙人の範囲を定め、理事長はこれを期限とともに公告しなければならない。

２ 　郵便による投票に用いる投票用封筒は選挙長が定める。

（投票記載の場所の設備）

1. 理事長は投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること、または投票用紙の交換、その他の不正の手段が用いられることがないようにするため、相当の設備をしなければならない。

（投票箱の構造）

1. 投票箱は投票管理人が指定し、十分投票の秘密が保たれるものでなければならない。

（投票箱に何も入っていないことの確認）

1. 選挙長または投票管理者は、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開きその中に何も入っていないことを示さなければならない。

（投票用紙の交付及び様式）

1. 選挙長または投票管理者は、選挙の当日投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。

２ 　投票用紙は別記第５号様式により、投票の用途を指定して調製しなければならない。

（選挙人の確認及び宣言）

1. 選挙長または投票管理者は、選挙人が本人であるかどうかを、確認することができない時は、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。

２ 前項の規定による宣言は、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせたうえ、選挙人にこれを署名させなければならない。

（投票用紙の引換え）

1. 選挙人は誤って投票用紙を汚損した場合においては、選挙長または投票管理者に対して、その引換えを請求することができる。

（投票用紙の記載事項及び投函）

1. 選挙人は投票所において、投票用紙に自ら議員候補者1人の氏名を記載して、選挙長及び投票管理者、または投票立会人の面前において、自ら投票箱に入れなければならない。

（退出せしめられた者の投票）

1. 第３４条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票することができる。 ただし、選挙長または投票管理者は、投票所の秩序を乱す恐れがないと認める場合においては、投票をさせることができる。

（投票用紙の返付）

1. 投票をする前に自ら投票所外に退出し、または第３４条の規定によって退出を命ぜられ

た選挙人は、投票用紙を選挙長または投票管理者に返さなければならない。

（投票箱の閉鎖）

1. 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長または投票管理者はその旨を告げて投票所の入口を閉ざし、投票所にある選挙人の投票の結了するものを待って投票箱を閉鎖しなければならない。

２ 何人も投票箱の閉鎖後は投票することができない。

３　 第1項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては選挙長、または投票管理者は投票箱のふたを閉じ、安全に保管しなければならない。

４　 選挙長は第20条の規定する郵便による投票を受けたときは、第1項の投票箱の閉鎖に先だって、投票立会人の面前において封筒を開き、直ちに当該投票に係る投票用紙を投票箱に入れなければならない。

（投票箱の送致）

1. 投票管理者は、投票立会人とともに投票の当日、その投票箱・投票録及び選挙人名簿

を選挙長に送致しなければならない。

（投票箱の持ち出し禁止）

1. 投票箱は、ふたを閉じた後は選挙長に送致する場合のほか、投票所の外に持ち出して

はならない。

（投票所に出入し得る者）

1. 選挙人、投票所の事務に従事する者､または投票所を監視する職権を有する者でなければ、投票所に入ることができない。

（投票所における秩序保持）

1. 投票所において演説討論をし、もしくは喧騒にわたり、または投票に関し協議、もしくは勧誘し、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、 選挙長または投票管理者は、これを制止することができる。この場合においてその制止を受けた者が従わないときは投票所外に退出させることができる。

（投票録の様式）

1. 投票録は、別記第６号様式により調製しなければならない。ただし、規約第9条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合は、この限りでない。

第6章 開票及び選挙会

（開票日）

1. 開票は、投票の当日（またはその翌日）すべての投票箱の送致を受けた日（またはその翌日）に行う。

（開票事務と選挙会事務との合同）

1. 選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて行うものとする。

（選挙立会人）

1. 選挙長は、選挙人（議員候補者を除く。）の中から本人の承諾を得て1人以上の選挙立

会人を選任し、その選挙の期日前 3日までに、本人に通知しなければならない。

1. 選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても 1人に達しないとき、またはその後1人に達しなくなったときは、選挙長は選挙人名簿に登録された者の中から1人に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙に立ち会わさせなければならない。

（開票及び選挙会の開催場所及び日時）

1. 開票及び選挙会は理事会の指定した場所で開く。
2. 理事長は、あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時を、それぞれ公告しなければならない。

（開 票）

1. 選挙長は、選挙立会人とともに投票箱を開き、各投票所の投票を混同して投票を点検しなければならない。

（投票の点検）

1. 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合にあっては、選挙立会人とともに投票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。

（開票の場合の投票の効力の決定）

1. 投票の効力は選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定

に当たっては、第43条の規定に反しない限りにおいてその投票した選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

（無効投票）

1. 次の投票は無効とする。ただし、第2号については、選挙が議員の任期満了前に行わ　　　れる場合においては有効とする。

　　　１．正規の用紙を用いないもの。

　　　２．現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの。

　　　３．議員候補者でない者の氏名を記載したもの。

４．投票中に2人以上の氏名を記載したもの。

５．被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの。

　　　６．議員候補者の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、職場における地位、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。

７．郵便による投票の場合は、その投票をすることのできる時刻におくれて到着したもの。

　　　８．議員候補者の氏名を自書しないもの。

９．議員候補者の何人を記載したか確認し難いもの。

（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）

1. 同一の氏名、氏または名のみを記載した投票は、前条第9号の規定にかかわらず有効とする。
2. 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれに加えるものとする。

（得票数の計算）

1. 選挙長は、投票の点検の結果により選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を

計算しなければならない。

（得票数の朗読）

1. 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければな

らない。

（選挙会の参観）

1. 選挙人は選挙会の参観を求めることができる。ただし、開票開始前はこの限りではない。

（選挙会場の取締り）

1. 第33条及び第34条の規定は、選挙会場の取締りについて準用する。

（選挙録その他の関係書類の保存）

1. 選挙長は選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒

に入れ、選挙立会人とともに封印し、投票録及び 選挙録並びに選挙人に関する書類とあわせて、理事長に送致しなければならない。

1. 前項の選挙録その他の関係書類は、事務所において当該選挙にかかる議員の任期期間 保存しなければならない。

（選挙録の様式）

1. 選挙録は別記第７号様式により調製しなければならない。ただし、規約第9条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合は、この限りでない。

第7章 当 選 人

（同点者の当選人）

1. 規約第12条の規定により当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙会

において選挙長が、くじで定める。

（繰上当選）

1. 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき、または死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き、規約第12条第1項ただし書の得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

（無投票当選）

1. 規約第９条第１項ただし書の規定により､投票を行わないこととなったときは、選挙長は、

直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。

２ 　理事長は前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

３　　第1項の場合において選挙長は選挙の期日に議員候補者を当選人と定めなければならない。

（当選人の報告、告知及び公告）

1. 当選人が決ったときは、選挙長は直ちに当選人の氏名、所属事業所名､及び得票総数

を理事長に報告しなければならない。

1. 前項の報告があったときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知し、且つ当選人の氏名及び所属事業所名を公告しなければならない。
2. 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から5日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

（当選人がない場合の報告及び公告）

1. 当選人がないとき､または当選人が議員定数に達しないときは､選挙長は直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。
2. 前項の報告があったときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。

第8章 特別選挙

（再選挙）

1. 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合において、理事会は当該選挙の日から1ヵ月以内に選挙期日を定めて再選挙を行わなければならない。

（繰上補充）

1. 議員に欠員を生じた場合において、規約第12条第1項ただし書の規定による得票者

で当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

（補欠選挙及び増員選挙）

1. 議員の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事会は選挙の期日を定めて補欠選挙を行わせなければならない。
2. 議員の定数の増加の場合においては、理事会は選挙の期日を定めて増員選挙を行わせ なければならない。

（当選無効）

1. 前条第1項の規定は当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

1.第36条､第51条の一部改定は平成13年7月25日から施行し、次の選挙から適用する。

　2.第54条3項の一部改定は平成１４年２月27日から施行し、次の選挙から適用する。

　3.法改正（平成14年法律第102号）公布日より該当条文中「公示」を「公告」に改める。

　4.平成16年10月２日施行の規約第10条～12条「選挙区」に係る改定により、本規程第3章の削除、第4章以降１章繰り上げ及び第5条～20条まで1条繰り上げる。

第７条２項・第11条３項全文削除。第21条を全文削除。第21条の2を第20条に変更、第21条の3を第20条２項とする。第22条以降を１条繰り上げる。

5.第24条2項の一部改定は平成22年12月1日から施行する。